

## 令和7年度事業計画

### 1 奨学金貸与及び給付事業

#### (1) 貸与関係

##### ① 貸与者数及び貸与総額

						(人)			(万円)	
令和6年度 末貸与予定者数 ア	卒業予定者等 イ	復学予定者等 ウ	令和7年度 新規採用者 予定数 エ	令和7年度 貸与予定者数 ア-イ+ウ+エ	うち月 額5万 円の者	月額3 万円の 者	復学等 で貸与 額に制 限があ る者	令和7年度 貸与総額 (見込み)		
316	88	3	90	321	315	3	3	19,113		

例年、募集は、2月下旬から4月下旬までとし、選考委員会を5月に実施。

#### ② 広報活動

- イ チラシ・募集要項を作成し、関係者等へ掲示・配付依頼。
  - ・県内高等学校、市町教育委員会など
- ロ 県内市町広報誌への掲載依頼。
- ハ 地域情報誌(広告)への掲載委託
- ニ 新聞各社への掲載依頼
- ホ 本財団のHPへの掲載 など

#### ③ 課題等

- ・貸与申込者数の回復基調が見られる。 (人)

年度	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
人数	111	114	85	80	93	101

<8> <5> <4> 7 9 9 大学院進学者は、令和4年度から給付制度となり、外数  
< >は、大学院進学者への貸与希望者数で内数。

#### (2) 返還関係

##### ① 返還額推移

(百万円: 端数切捨)

年度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
百万円	179	176	196	190	201

(以降、見込み)

#### ② 返還免除制度(県内居住・就労の場合)

- ・大学等卒業後2年以内に、県内に居住・就労し、3(2)年経過後も引き続く場合、返還未済額の全額を免除できる。(最大70%免除)

※1 令和5年4月より新規に返還となる者から適用され、効果は令和7年10月から発生する予定

#### (3) 給付関係

##### ① 給付者数及び給付金総額

大学院: 月額 7 万円 (令和4年度から適用)  
学部生等: 月額 5(3) 万円 (令和6年度から適用)

(貸与応募者の中で、家庭の所得状況等で給付が適当と決定される者及び、貸与期間中の者で、給付申請があり、決定される者)

種別	年度			(人)		(万円)
		令和4	令和5	令和6見込み	令和7見込み	
大学院	新規	7	9	8	10	1,512
	継続	—	6	9	8	
	小計	7	15	17	18	
学部生等	新規	—	—	13	10	1,356
	継続	—	—	—	13	
	小計	—	—	13	23	
	合計	7	15	30	41	2,868

(注)継続者1 (注)13名中、4  
名、留年のため、名は2学年生  
停止

## ②広報活動

上記、広報活動を実施するとともに、貸与中の者にも、送金通知時等で周知する。

## 2 助成事業

### (1)離島地区及び本土地区の小規模の学校が行う優れた教育活動に対する助成

#### ①助成件数及び助成総額

(令和2年度から実施)

年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6見込み	令和7見込み
件数	25	28	29	32	43	60
・小中	10	13	14	16	30	46
・高校	11	13	11	12	10	10
・特別支援	4	2	4	4	3	4
助成額(万円)	1,033	1,310	1,320	2,350	1,577	3,480

5月下旬までに県教委を通じて申請があり、6月の選考委員会で決定。

#### ②広報活動

イ 募集要項を作成し、県・市町教委を通じて学校へ配付依頼。  
 本財団のHPへの掲載 など

#### ③利用拡大対策

離島地区に加え、本土地区の小規模校を対象として、利用拡大を図る

### (2)離島地区の社会教育活動団体(青少年の健全育成を目的に行う「自然・歴史文化活動、文化・スポーツ活動」及び中学校部活動の地域移行に伴う受け皿となっている地域クラブを含む)への助成(令和5年度から実施、個人競技での九州大会等参加助成は令和6年度から実施)

#### ①助成件数及び助成総額

1団体:5(10)万円 団体競技参加助成額:10, 20万円  
 個人競技参加助成額:3, 5万円

年度	令和5	令和6見込み	令和7見込み
登録団体件数 (件)	44	69	80
九州大会等参加助成 (件)	1	6	7
助成額 (万円)	220	424	520

5月下旬までに県教委を通じて申請があり、6月の選考委員会で決定。

#### ②広報活動

イ 募集要項を作成し、県・市町教委を通じて社会教育団体へ配付依頼。  
 本財団のHPへの掲載 など

#### ③課題等

市町教委からの周知が重要

- 3 その他支援事業 (新規) 500 万円  
・青少年の健全育成に向け、公益を目的に活動している団体等への支援
- (1) 全国において、自然災害等で被災した青少年の日常を取り戻すための支援  
・日本赤十字社(当該都道府県支部) 当面一部 100 万円  
(ただし、当該災害等が想定を上回る状況が生じた場合は、この限りではない。)
- (2) 長崎県内において、生活困難な家庭への支援や子どもたちの居場所  
づくりに取組んでいる各地区の子ども食堂への支援  
・ながさき子ども食堂ネットワーク: 100 ～ 200 万円  
各地区の子ども食堂からの相談窓口や企業等から  
の寄付の受け皿等の機能を担っている。
- (3) その他、長崎県内において、公益性をもち、県・市町から 100 万円  
の助成がなく、生活困窮による教育格差をなくすために  
活動している団体等への支援  
・無料で学習支援や居場所づくり等の取組を行っている  
団体等  
(各団体: 10～50万円)